

又ヲ二十二日組合員並ニ市會議員共、他一般市民ニ配布
スルコト

(1) 罷業休止ニ關スル警視廳及首腦部ノ見解

(2) 市當局ノ頑迷ナル態度

(3) 市電當局ノ誠意ヲ示ササルニ於テハ再ヒ裁断ヲ開始ス
ルコト等々

(3) ニエー以發行

二十一日午前十一時本部ヨリ斗争ニエースヲ發行スルコ
ト

二 電車部早稲田支部首腦部會議

二十日午後五時ヨリ合七時迄支部俱樂部ニ於テ開催石川金
平以下四名出席、罷業中ノ費用計算、為斗争委員評議員ノ
合同會議ヲ午前十時ヨリ支部俱樂部ニ於テ開催スルコトヲ
決定セリ

三 市電臨時雇等ノ行動

(1) 電車三ノ輪車庫臨時雇

三河島町丸長俱樂部ニ於ケル會合又同盟結成ハ既報ノ通
ニシテ其ノ後翌二十日代表里川審一以下三名ハ午前十一
時頃再ニ電車課長ヲ訪問シタルモ不在、為市役所ニ至リ
市長ニ面會ヲ求メタル所収書ヲ通シテ電車課長ニ面會ス
ル様電話ニ置キタルヲ以テ之ニ面會セラルヘシト回答
代表者等ハ再ヒ電車課長ニ面會ヲ求メタル所之亦電話ヲ
以テ要求ニハ絶対應ジ難キニ付面會ノ要ナシト突放シ
タル為代表者等ハ何等得ル所ナク午後三時四十五分不満
ヲ漏シテ退去セリ

(2) 電車柳島出張所臨時雇ノ行動

十九日正午ヨリ午後二時ノ間九月十七日ノ日給受取リノ
為メ合出張所ニ来リタル臨時雇七十名ハ途中五ニ勧誘シ